

期間満了に伴い漁業権を免許（切り替え）しました

県内の海面、内水面に免許されている漁業権（※）は、全て令和5年8月31日に存続期間が満了することから、引き続き当該漁業を行うため、漁業法の規定に基づき、9月1日付けで下記のとおり免許しました。

この免許には、竹島の共同漁業権（継続）と中海の区画漁業権（新規）が含まれています。
なお、詳細は水産課ホームページを確認ください。

URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/kanri/iji/>

※一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利で、知事が免許。免許期間は、定置漁業及び区画漁業が5年、共同漁業が10年

記

(1) 海面

(単位：件)

漁業権の種類		漁業の内容	今回 (R5. 9. 1)		前回 (※)
			件数	うち新規	件数
共同漁業権	第一種	あわび、なまこ、わかめなどの定着性の水産動植物を採捕する漁業	55	0	55
	第二種	さし網や小型定置網などの網漁具を設置して営む漁業	49	0	49
	第三種	地びき網などの漁業	5	0	5
	計		109	0	109
区画漁業権	第一種	生け簀やのべ縄などを用いて営む養殖業	126	27	100
定置漁業権		漁具の設置水深が27メートル以上の大型定置網漁業	27	0	28

※共同漁業権:H25. 9. 1、区画漁業権及び定置漁業権:H30. 9. 1

※竹島周辺における共同漁業権の免許（継続：1件）

- 竹島周辺の第一種共同漁業権は昭和28年から継続して免許。
⇒ 対象魚種：わかめ、いわのり、てんぐさ、あわび、さざえ
- 従来と同じ内容で免許（免許受有者：隠岐島漁業協同組合連合会（会員：漁業協同組合 JF しまね、海士町漁業協同組合））

※中海における区画漁業権の免許（新規：19件）

- 中海の干拓・淡水化事業により昭和43年に区画漁業権が消滅。
- 平成14年に同事業の中止が決定され、漁業復活に向けた取組を開始。
- 平成24年からサルボウ貝の養殖試験を開始。養殖技術がおおむね確立したことから、55年ぶりに区画漁業権を免許（免許受有者：中海漁業協同組合）。

(2) 内水面

(単位：件)

漁業権の種類		漁業の内容	今回 (R5. 9. 1)		前回 (※)
			件数	うち新規	件数
共同漁業権	第一種	しじみなどの定着性の水産動植物を採捕する漁業	3	0	3
	第五種	内水面（河川、湖沼）において営む漁業（第一種共同漁業を除く）	9	0	9
	計		12	0	12

※共同漁業権:H25. 9. 1